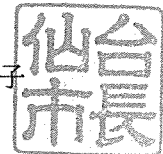


杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年 3 月 19 日仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、開発事業計画書及び開発事業構想検討書（以下「開発事業計画書等」という。）の提出のあった下記の開発事業について、条例第 12 条の規定に基づき、次のとおり公告し、開発事業計画書等を縦覧に供します。

なお、開発事業計画書について郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る見地から事業者が配慮すべき事項につき意見を有する者は、この公告の日から、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までの間に、事業者に意見書を提出することができます。

令和 8 年 3 月 3 日

仙台市長 郡 和子



記

#### 1 開発事業の概要

氏名 M I R A I E株式会社 代表取締役 中野 栄次  
住所 愛知県名古屋市東区代官町 40 番 15 号  
名称 M I R A I E青葉区芋沢中山下太陽光発電設置事業  
種別 区画形質の変更、工作物の新築  
目的 地面設置型太陽光発電設備を設置すること  
内容 未耕作地（荒廃地）約 11,192㎡の土地において、除草・伐根等を行い、太陽光発電パネル（1,134mm×2,382mm）を 1,072枚設置して太陽光発電を実施する。太陽光発電パネルは、回転貫入式杭を用いた鋼製架台上に設置する。  
本事業による、計画地内の造成は行わず、現況地形をそのまま利用する。  
位置 仙台市青葉区芋沢字中山下 12 番 1、12 番 2、12 番 4、12 番 5、13 番 5、13 番 9、13 番 10、32 番  
面積 約 11,192 ㎡

#### 2 開発事業計画書等の縦覧の期間及び時間

期間：令和 8 年 3 月 31 日から令和 8 年 4 月 21 日まで  
（ただし、仙台市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）  
時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

#### 3 縦覧の場所

仙台市都市整備局建築宅地部開発調整課

#### 4 意見書の提出先等

住所 愛知県名古屋市東区代官町 40 番 15 号 L building Daikancho 8F  
担当 M I R A I E株式会社 法務部 小泉双葉

注意事項 意見書には、次の事項を記入して下さい。

- (1) 意見書の提出の対象である開発事業の名称
- (2) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) 開発事業計画書について郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る見地から事業者が配慮すべき事項に関する意見